

令和8年度幡多クリーンセンター
井戸ポンプ更新工事仕様書

令和8年度幡多クリーンセンター井戸ポンプ更新工事

1. 工事名

令和8年度幡多クリーンセンター井戸ポンプ更新工事

2. 履行場所

高知県四万十市上ノ土居 井戸ポンプ附設個所(水源井)

※別紙、水源場所平面図を参照のこと。

3. 工事範囲

No.1及びNo.2井戸ポンプの更新工事(繰り出し管更新含む)

4. 履行期間

令和8年7月27日～令和9年3月15日

5. 工事着手条件

井戸ポンプ更新工事は、土日の2日間で必ず完工させること。

また実施期間については、下記①～④より選択するものとする。

- (日程)
- ① 令和8年11月21～22日(土・日)
 - ② 令和8年11月28～29日(土・日)
 - ③ 令和9年1月30～31日(土・日)
 - ④ 令和9年2月6～7日(土・日)

6. 工事内容

別紙、「金抜設計図書」及び「参考図面①～⑪」を参照のこと。

7. 工事等留意事項

- ① 本工事にて必要な建設業の許可は、管工事業の許可を取得していること。
- ② ポンプ等の撤去品は、幡多クリーンセンター構内の組合指定場所へ仮置きのこと。
- ③ 本工事に際し、ラフタークレーンを市道に停止させ作業を行う必要があるため、所轄市役所や警察署へ通行規制許可の申請を事前に行うこと。
- ④ 工事の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ⑤ ポンプの配線接続作業は、電気工事士の有資格者が行うものとする。
- ⑥ ラフタークレーンの吊り上げ作業は、玉掛及び移動式クレーンの有資格者が行うものとする。
- ⑦ その他、施工等に必要な留意事項等あれば、質疑書にて質疑すること。
- ⑧ 見積作成にあたり、現場確認や現場説明を必要とする場合は、現場確認依頼書の提出及び、当組合事務局に事前の連絡を入れること。